

(仮称) おうしゅうわくわく条例 (案) 要綱に係る意見公募 (パブリックコメント) 手続の結果について

1 意見公募 (パブリックコメント) 手続の実施概要

- (1) 意見募集期間 平成29年11月9日 (木) ~11月17日 (金)
- (2) 閲覧場所 市ホームページ、本庁議会事務局及び各総合支所総務企画課
- (3) 意見を提出できる方 市内に在住、在勤又は在学の方
- (4) 意見の提出方法 住所、氏名等を明記し、「郵送」、「持参」、「FAX」、「電子メール」のいずれかの方法による。(電話・口頭受付不可)

2 意見の提出状況 提出者2人 (うち個人2人)、意見数 3件

3 意見への対応区分と件数

- A : 条例 (案) へ反映させるもの : 1件
- B : 条例 (案) に反映させないもの : 0件
- C : その他、推進計画等に対する要望・意見・感想等 : 2件

4 意見とそれに対する検討結果等

No.	意見 (概要)	検討の結果及びその理由 (回答)	区分
1	<p>条例 (案) 要綱なので、通り一遍の記述の域を脱却できず、奥州ならではの特徴が感じられない。実施計画 (推進計画) も併せて公表してほしい。</p> <p>その意味で、委員会と今後組織する検討委員会 (推進会議) の任務は重要となり、実施計画 (推進計画) では各分野からの構成が必要と感じた。その理由は次のとおり。</p> <p>①地産地消といっても、学校給食・産直販売等が他県でも主流であり、特に学校給食は、肉でも使えば単価の関係で年に数回しか実施できないのが実態である。ジェスチャーに終わってしまうくらいがあるので十分な協議が必要。</p> <p>②地産地消は市民への定着は極めて簡単ではないという認識が必要。理由は、経済力により購買する物を価格の高い産地物より、価格の低い外国産の方をバスケットに入れる方が多数であるためです。この点をいかに施策で解決するかである。</p> <p>③産直では農産物や果樹は調達できるが、肉や魚は量販店に比較し高めの価格設定となっており負けないような販売戦略をどう仕込むのが課題。</p> <p>④第4土曜日を地産地消の日と定めるのであれば、料理メニューの材料が揃っている量販店の全面的な協力がないと実行できない。</p> <p>⑤いわゆる地産地消の「ご当地メニュー」を検索できるような独自の工夫と普及を図らないと、定着は難しいので十分に協議していただきたい。</p> <p>⑥消費者による料理コンクールや奥州市の料理提供者を対象とした地産地消料理サミットなどの開催なども委員会の中で協議してはいかがでしょうか。</p>	<p>地産地消に関する具体的な取組みについては、計画的な推進を図るため、条例が施行された後、市当局や議員、地元の生産者や事業者などで組織する「おうしゅう地産地消推進会議」を設置し、その中で「おうしゅう地産地消推進計画」を策定し、進行管理していくこととしております。</p> <p>今回いただいたご意見については、今後組織される推進会議における貴重なご意見として承らせていただきます。</p>	C

No.	意見（概要）	検討の結果及びその理由（回答）（案）	区分
2	各人（市、生産者、事業者、市民）の責務について規定されているが、罰則規定がないのでリードと協力が必要。	条例が施行された後、市当局や議員、地元の生産者や事業者などで組織する「おうしゅう地産地消推進会議」等への貴重なご意見として承らせていただきます。	C
3	「おうしゅうわくわく条例」という題名では、何をしたい条例なのか全くわからない。法令の題名の付け方の大原則は「簡潔にして要を得て、中身を表すこと」である。「わくわく」などという言葉は「期待や喜びなどで心が落ち着かず胸が躍る様」を表す副詞であり、個人の主観に基づくものである。地産地消条例の何に対して皆が胸躍るのか全く意味不明であり、題名の再考が少なくとも必要と考える。	条例の名称を「おうしゅうわくわく条例」とした趣旨は、条例という固いイメージを払拭し、市民の印象に残り親しみやすく、また市民への浸透を図る名称にしたい、という観点から付けたものです。 しかし、何について市民が「わくわく」する条例なのか、意味内容が広範すぎてわかりにくい、といった同様のご意見もございました。そこで、検討委員会において再度検討し、名称に「地産地消」という文言を追加し、「おうしゅう地産地消わくわく条例」と見直すことといたしました。	A